

第23期第4回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和8年2月18日(水) 13:30～
場 所 【福島会場】 福島県庁西庁舎 12階講堂
(福島市杉妻町2-16)
【いわき会場】 福島県水産会館 研修室
(いわき市平飯野4丁目3-1)

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(するめいか)(諮問・答申)

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(ぶり)(諮問・答申)

議案第3号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(くろまぐろ)(諮問・答申)

議案第4号 福島県資源管理方針の変更について(諮問・答申)

議案第5号 潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について(諮問・答申)

議案第6号 いかつり漁業に関する委員会指示について

(2) 報告事項

ア 漁業権に係る資源管理状況等について

イ かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

ウ 第17回宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会の結果について

6 閉会

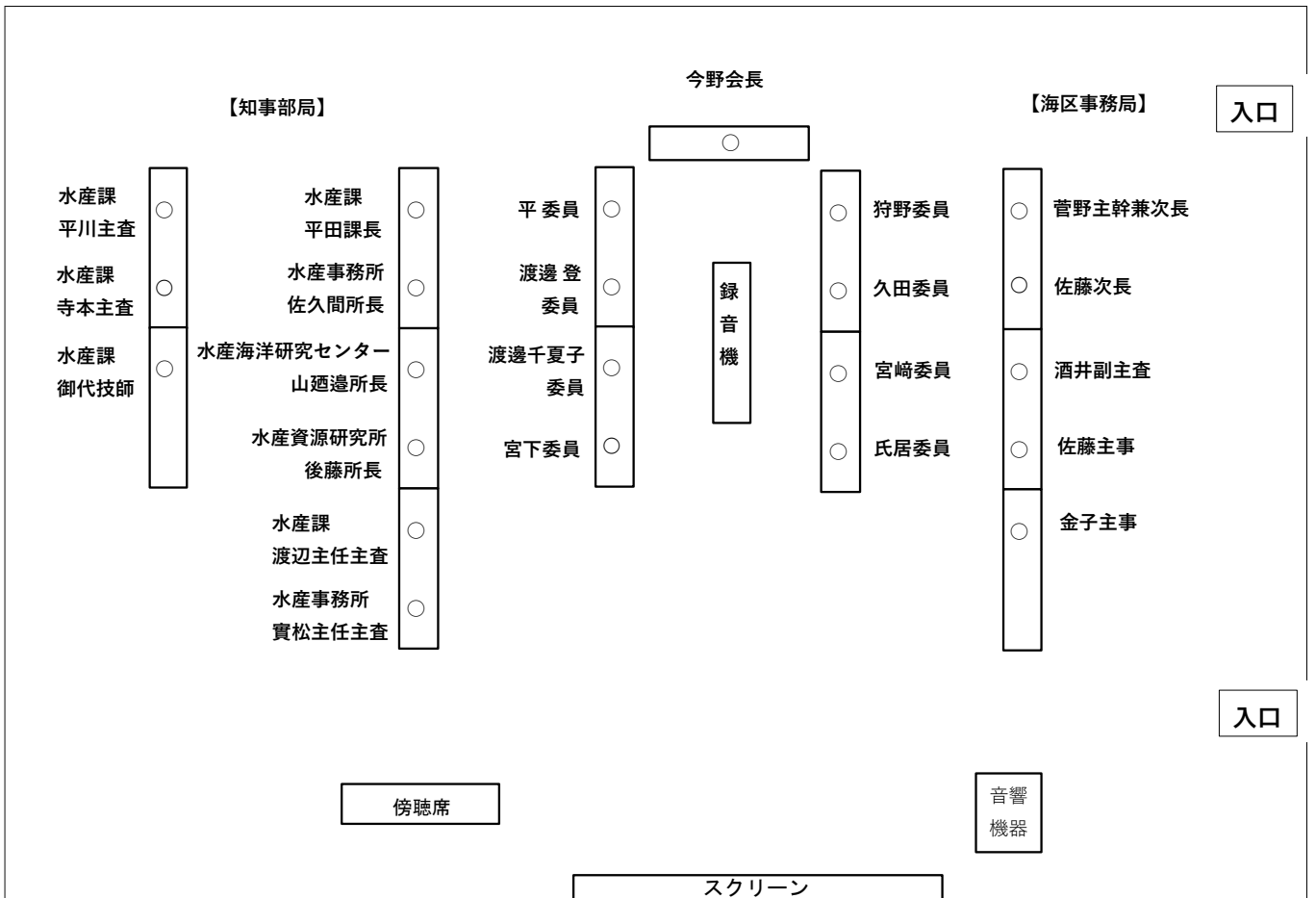
第23期第4回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 令和8年2月18日(水) 13:30～
場 所 【福島会場】福島県庁西庁舎 12階講堂
【いわき会場】福島県水産会館 研修室

| 海区漁業調整委員会委員 | | | 知事部局・海区事務局職員等 | | |
|-------------|--------|-----|-----------------------|--------|-----|
| 選任区分・役職 | 氏名 | 会場 | 所属及び職名 | 氏名 | 会場 |
| 漁業者(会長) | 今野 智光 | 福島 | 水産課長(併) 海区事務局長 | 平田 豊彦 | 福島 |
| 学識経験(会長代理) | 鈴木 哲二 | いわき | 水産課主任主査 | 渡辺 透 | 福島 |
| 漁業者 | 今泉 浩一 | いわき | 水産課主査 | 平川 直人 | 福島 |
| 漁業者 | 狩野 一男 | 福島 | 水産課主査 | 寺本 航 | 福島 |
| 漁業者 | 平 仁一 | 福島 | 水産課技師 | 御代 侑希 | 福島 |
| 漁業者 | 永瀬 哲浩 | いわき | 水産事務所長 | 佐久間 徹 | 福島 |
| 漁業者 | 久田 要一 | 福島 | 水産事務所主任主査 | 實松 敦之 | 福島 |
| 漁業者 | 吉田 康男 | いわき | 水産海洋研究 センター所長 | 山廻邊 昭文 | 福島 |
| 漁業者 | 渡邊 登 | 福島 | 水産資源研究所長 | 後藤 勝彌 | 福島 |
| 学識経験 | 鈴木 由美子 | いわき | 海区委員会事務局 主幹兼次長(総務) | 菅野 学 | 福島 |
| 学識経験 | 宮崎 奈穂 | 福島 | 〃 次長(業務) | 佐藤 太津真 | 福島 |
| 学識経験 | 渡邊 千夏子 | 福島 | 〃 副主査 | 酒井 理沙 | 福島 |
| 中立 | 氏居 俊夫 | 福島 | 〃 主 事 | 渡部 もも | いわき |
| 中立 | 宮下 朋子 | 福島 | 〃 主 事 | 佐藤 琴美 | 福島 |
| | | | 〃 主 事 | 新妻 樹 | いわき |
| | | | 〃 主 事 | 金子 正子 | 福島 |

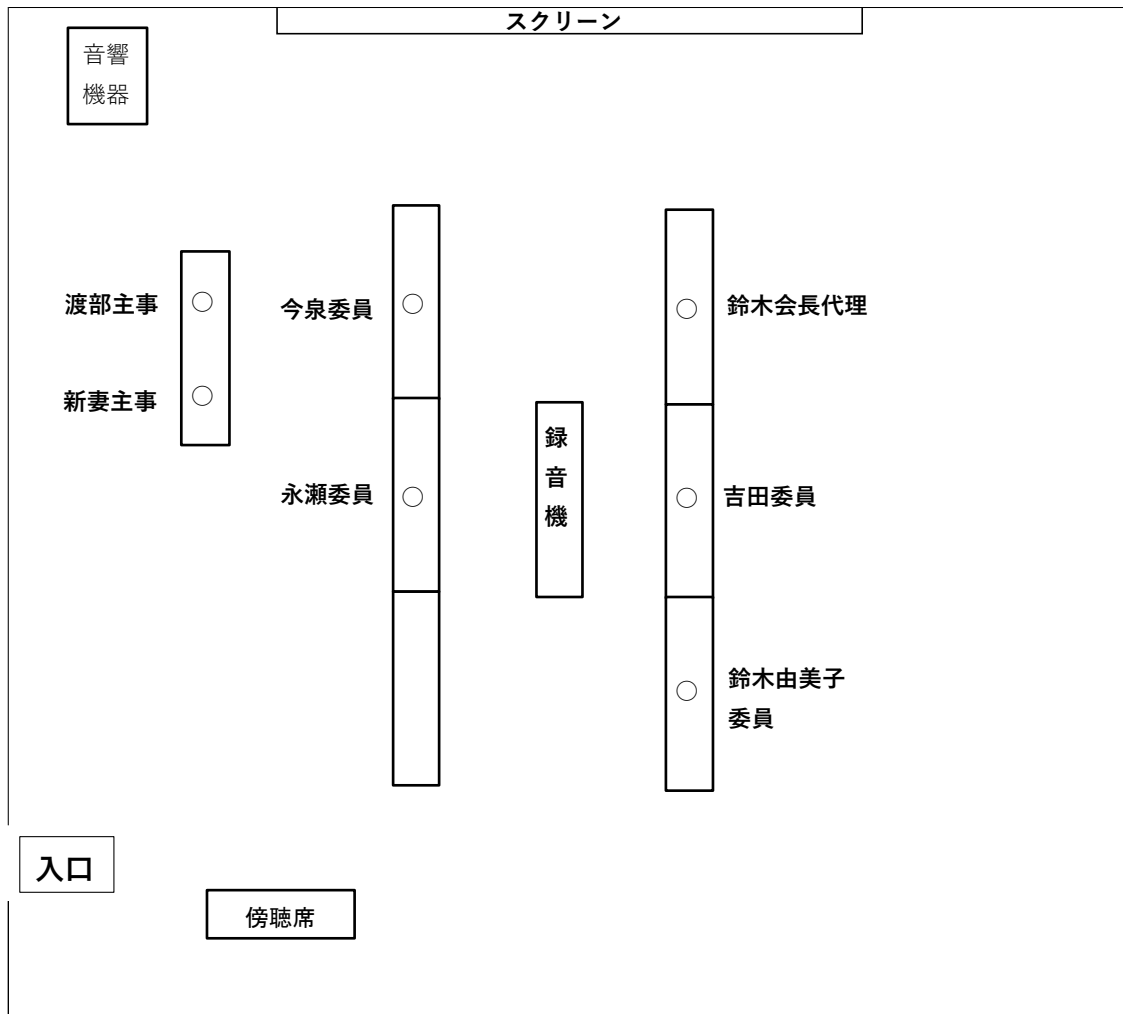
第23期第4回福島海区漁業調整委員会 席次

【福島会場】 福島県庁西庁舎12階 講堂

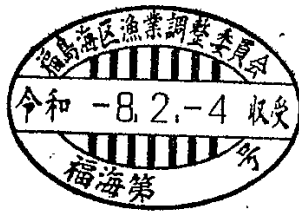


第23期第4回福島海区漁業調整委員会 席次

【いわき会場】 福島県水産会館 研修室



特定水産資源の漁獲可能量の配分について（するめいか）
（諮問・答申）



7生流第4171号
令和8年2月4日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別紙)

- 1 概要：特定水産資源のうち、するめいかについて、国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和8管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源であるするめいかの令和8管理年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の当初配分数量は、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めるが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 策定の内容：農林水産大臣からの配分について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

| 特定水産資源 | 内 容 |
|--------|--|
| するめいか | 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県するめいか漁業に配分する。 |

- 5 諮問予定：令和8年2月18日開催
第23期第4回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過・予定等)

- R8.2 中旬 農林水産大臣から漁業法第15条第4項に基づく意見照会
- R8.2.20 水産政策審議会資源管理分科会
- ～R8.2.27 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知
- R8.3 月上旬 都道府県別漁獲可能量の公表（官報掲載）
- ～R8.3.18 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量の承認申請・承認通知
- R8.3 下旬 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、するめいかに関する令和八管理年度（令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和八年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 知事管理区分 福島県するめいか漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

令和8管理年度（令和8年4月～令和9年3月）するめいか
TAC（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和8年2月
水産庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 令和8管理年度においては暫定的に、本資源に係るTAC管理開始後の最大の漁獲実績、当該年の資源量及び直近の平均資源量に基づき漁獲を管理する。
- ② 具体的には、以下のア及びイに掲げる合計値に0.6を乗じた値を我が国の生物学的許容漁獲量とし、TACは当該値を超えない量とする。

ア 秋季発生系群

TAC管理開始後漁獲量が最も多かった平成18年（2006年）の漁獲量に令和5年（2023年）から令和7年（2025年）までの資源量の平均値を乗じ、平成18年（2006年）の資源量で除した値

イ 冬季発生系群

TAC管理開始後漁獲量が最も多かった平成12年（2000年）の漁獲量に令和5年（2023年）から令和7年（2025年）までの資源量の平均値を乗じ、平成12年（2000年）の資源量で除した値

（2）令和8管理年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）のTAC（案）

| 特定水産資源 | TAC |
|--------|----------|
| するめいか | 68,400トン |

- （3）なお、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等については、令和8年にステークホルダー会合を複数回開催し、議論する。

（参考1）別紙2-12の資源管理の目標

するめいか秋季発生系群

- (1) 目標管理基準値：255千トン（MSYを達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：123千トン（MSYの80%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 暫定管理基準値：123千トン（限界管理基準値と同値）
- (4) 禁漁水準値：9千トン（MSYの10%が得られる親魚量）

するめいか冬季発生系群

- (1) 目標管理基準値：255 千トン（MSYを達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：145 千トン（MSYの85%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 暫定管理基準値：145 千トン（限界管理基準値と同値）
- (4) 禁漁水準値：16 千トン（MSYの15%が得られる親魚量）

(参考2) するめいかTACの推移

単位：トン

| 特定水産資源 | R8 (2026) 管理年度 | R7 (2025) 管理年度 | R6 (2024) 管理年度 | R5 (2023) 管理年度 | R4 (2022) 管理年度 |
|--------|-------------------|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| するめいか | 68,400 | 19,200 (25,800) (27,600) | 79,200 | 79,200 | 79,200 |

(参考3) するめいかの漁獲実績

単位：トン

| 特定水産資源 | R6 (2024) 管理年度 | R5 (2023) 管理年度 | R4 (2022) 管理年度 | R3 (2021) 管理年度 | R2 (2020) 管理年度 |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| するめいか | 17,997 | 15,705 | 24,083 | 26,915 | 36,304 |

2 配分(案)

- (1) TACの超過リスク等を考慮して定める国の留保は200トンとする。
- (2) TACから200トンを除いた分について、過去3か年（令和3年から令和5年まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率等に基づいて配分量（以下「算出配分量」という。）を算出する。
- (3) 算出配分量は別紙のとおり。
- (4) 大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に（2）に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に残しておくことができる。
- (5) 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量（2月4日時点では未確定）は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、過去3か年（令和3年から令和5年まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率に応じて「数量明示」の道県に配分する。

3 その他

(1) 以下の要件をいずれも満たす令和7管理年度における「現行水準」の府県（青森県、岩手県、宮城県）については、資源管理基本方針に基づき、管理上必要であるとして、令和8管理年度、配分数量を明示する。

<要件1>

令和7管理年度の漁獲量が、目安数量の二倍を超えている。

<要件2>

令和7管理年度の漁獲量が、700トン（「数量明示」の道県で最小の富山県の当初配分数量）を超過している。

(2) 長崎県については、資源管理基本方針に基づき、当該県の希望により、令和8管理年度、配分数量を明示する。

令和8管理年度するめいかTACの設定及び算出配分量について(案)

| 特定水産資源 | TAC(トン) |
|--------|---------|
| するめいか | 68,400 |

| 大臣管理分 | |
|------------------------------|--------|
| 大臣管理区分 | 数量(トン) |
| 沖合底びき網漁業 | 17,300 |
| 大中型まき網漁業 | 2,300 |
| 大臣許可いか釣り漁業 | 10,200 |
| 小型するめいか釣り漁業 (4月から9月まで) | 15,000 |
| 小型するめいか釣り漁業 (10月から翌年3月まで) | |

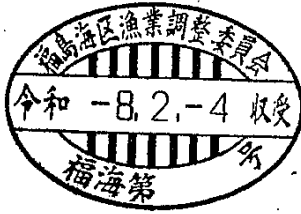
| 知事管理分 | | |
|-------|--------|---|
| 都道府県名 | 数量(トン) | 注記 |
| 北海道 | 6,600 | 秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、現行水準とする。 |
| 青森県 | 1,700 | |
| 岩手県 | 1,100 | |
| 宮城県 | 600 | |
| 富山県 | 3,800 | |
| 長崎県 | 3,100 | |

| | |
|--------|-----|
| 留保(トン) | 200 |
|--------|-----|

1 大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に残しておくことができる。

2 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量(2月4日時点では未確定)は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、過去3か年(令和3年から令和5年まで)の漁獲実績の平均値に基づく比率に応じて「数量明示」の道県に配分する。

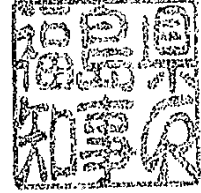
特定水産資源の漁獲可能量の配分について（ぶり）
（諮問・答申）



福島海区漁業調整委員会長 様

7生流第4168号
令和8年2月4日

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別紙)

- 1 概 要：特定水産資源のうち、ぶりについて、国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和8管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源であるぶりの令和8管理年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の当初配分数量は、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めるが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 策定の内容：農林水産大臣からの配分について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

| 特定水産資源 | 内 容 |
|--------|---|
| ぶり | 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（試行水準）の全量を福島県ぶり漁業に配分する。 |

- 5 諮問予定：令和8年2月18日開催
第23期第4回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過・予定等)

- R8.2 中旬 農林水産大臣から漁業法第15条第4項に基づく意見照会
- R8.2.20 水産政策審議会資源管理分科会
- ～R8.2.27 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知
- R8.3 上旬 都道府県別漁獲可能量の公表（官報掲載）
- ～R8.3.18 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量の承認申請・承認通知
- R8.3 下旬 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、ぶりに関する令和八管理年度（令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和八年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 知事管理区分 福島県ぶり漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（試行水準）の全量

令和8管理年度

- ①令和8年4月～令和9年3月
②令和8年7月～令和9年6月
ぶり

TAC(漁獲可能量)の設定及び配分について(案)

令和8年1月
水産庁

1 TAC(案)

(1) 設定の考え方

- ① 親魚量が令和17年度(2035年度)に、少なくとも50%の確率で、暫定目標管理基準値(目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量)を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する(漁獲シナリオ)
- ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、暫定目標管理基準値を達成する水準に調整係数(β :0.95)を乗じた漁獲圧力とする。
- イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
- ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする(実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される)。
- ② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値と、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、TACは当該値を越えない量とする。

(2) 令和8管理年度(①令和8年4月1日～令和9年3月31日、②令和8年7月1日～令和9年6月30日)(ステップ2)のTAC(案)

| 特定水産資源 | TAC |
|--------|----------|
| ぶり | 97,000トン |

※ 資源管理基本方針に基づき、ステップ1・2では、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

(参考1) 資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値: 222千トン(MSYを達成するために必要な親魚量)
- (2) 暫定目標管理基準値: 179千トン(目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量)
- (3) 限界管理基準値: 69千トン(MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- (4) 禁漁水準値: 9千トン(MSYの10パーセントが得られる親魚量)

(参考2) ぶり類の漁獲実績の推移

単位：万トン

| | R5年 (2023年) | R4年 (2022年) | R3年 (2021年) | R2年 (2020年) | R1年 (2019年) | H30年 (2018年) |
|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| ぶり類 | 8.7 | 9.3 | 9.5 | 10.6 | 10.8 | 10.0 |

(出典：農林水産統計より水産庁作成)

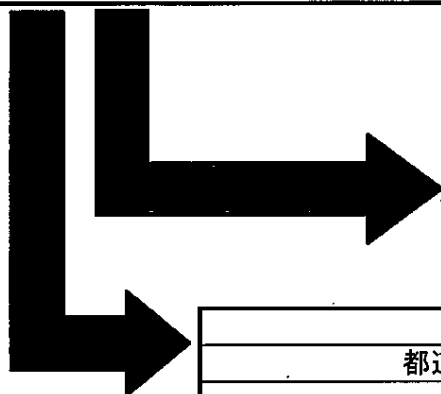
2 配分(案)

ステップ2のため、都道府県別TAC及び大臣管理TACについて、別紙のとおり、「試行水準」として設定することとする。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年(令和3年から令和5年まで)の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

令和8管理年度ぶりTACの設定について(案)

| 特定水産資源 | TAC(トン) |
|--------|---------|
| ぶり | 97,000 |



| 大臣管理分 | |
|----------|--------|
| 大臣管理区分 | 数量(トン) |
| 大中型まき網漁業 | 試行水準 |

| 知事管理分 | |
|---|--------|
| 都道府県名 | 数量(トン) |
| 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県 | 試行水準 |

TAC管理のステップアップの考え方 (参考資料)

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。
(ステップ1・2で最長3年間を想定)

| | 現在 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目～ |
|---|--------------------|-----|-----|-----|------|
| <p><ステップ3></p> <p>①資源管理目標・漁獲シナリオの再設定とそれに基づくTACの設定・都道府県等へ配分 ②採捕停止命令を伴うTAC管理の実行 ③管理措置の早期レビュー及び必要な見直し</p> | | | | | |
| <p><ステップ2></p> <p>ステップ1の取組に加え、 ①都道府県等への配分の試行（目安数量の提示） ②ステップ3に向けて、管理の運用の検討・試行（目安数量に基づく助言・指導・勧告の実施や採捕停止命令の発出の仕方の検討等）</p> | SH会合・水産政策審議会 | | | | |
| <p><ステップ1> ※この段階から特定水産資源として指定</p> <p>①TAC報告の義務化 ②TAC報告状況の確認・情報収集体制の確立 ③魚種の課題に対する取組の実施</p> | 電子的手法を活用した漁獲情報の収集等 | | | | |

最長3年間を想定

3年以内にレビュー

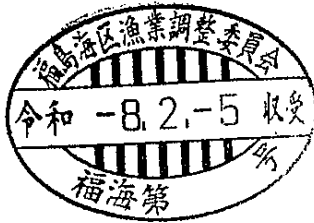
一定の取組が進んでいる資源

ステップアップ管理の具体的内容

| | ステップ1 | ステップ2 | ステップ3 |
|----------------|---|--|--|
| 資源管理の目標 | <ul style="list-style-type: none"> 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む） | | <ul style="list-style-type: none"> これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定 |
| 漁獲シナリオ | <ul style="list-style-type: none"> 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択 | | <ul style="list-style-type: none"> 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択 |
| TACの設定 | <ul style="list-style-type: none"> 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定 | | <ul style="list-style-type: none"> 左に同じ |
| TACの配分 | <ul style="list-style-type: none"> 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うため参考となる数量を提示 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む） | <ul style="list-style-type: none"> 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする） |
| 漁獲が積み上がった場合の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする ※ | <ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施 |
| 自主的な資源管理 | <ul style="list-style-type: none"> 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証 | | <ul style="list-style-type: none"> 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映 |
| 魚種毎の課題に対する取組 | <ul style="list-style-type: none"> 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換 | | <ul style="list-style-type: none"> 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 必要に応じ運用の改良等を検討 |

※ 漁獲実績を積み上げるために明らかに明らかに漁獲努力を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操作が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

特定水産資源の漁獲可能量の配分について（くろまぐろ）
（諮問・答申）



7生流第4177号

令和8年2月5日

福島海区漁業調整委員会 会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別紙)

- 1 概要：特定水産資源のうち、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和8管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源であるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和8管理年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の当初配分量は、法第15条第1項第2号の規定に基づき定められ、令和7年12月19日付け7水管2402号で農林水産大臣から通知された。知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 策定の内容：農林水産大臣からの配分について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

| 特定水産資源 | 本県に配分された都道府県別漁獲可能量 | 知事管理区分 | 漁獲可能期間 | 知事管理区分に配分する量 |
|----------------|--------------------|------------------------------|-----------------------------|--------------|
| くろまぐろ （小型魚） | 22.9トン | 福島県くろまぐろ （小型魚）漁業 （上半期） | 令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日 | 11.4トン |
| | | 福島県くろまぐろ （小型魚）漁業 （下半期） | 令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日 | 11.5トン |
| くろまぐろ （大型魚） | 2.0トン | 福島県くろまぐろ （大型魚）漁業 | 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 | 2.0トン |

- 5 諮問予定：令和8年2月18日開催
第23期第4回福島海区漁業調整委員会で諮問

(経過・予定等)

- R8.3.18まで 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量の承認申請・承認通知
R8.3月下旬まで 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ）

※参考 令和7管理年度当初配分量

| 特定水産資源 | 本県に配分された都道府県別漁獲可能量 | 知事管理区分 | 漁獲可能期間 | 知事管理区分に配分する量 |
|----------------|--------------------|-------------------------------|-----------------------------|--------------|
| くろまぐろ (小型魚) | 22.9トン | 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (上半期) | 令和7年4月1日 ～ 令和7年9月30日 | 11.4トン |
| | | 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (下半期) | 令和7年10月1日 ～ 令和8年3月31日 | 11.5トン |
| くろまぐろ (大型魚) | 2.0トン | 福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業 | 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日 | 2.0トン |

当初配分量としては、令和7管理年度と令和8管理年度の都道府県別漁獲可能量は同数である。

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和八管理年度（令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和八年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

一 くろまぐろ（小型魚）

1 上半期（令和八年四月一日から同年九月三十日まで）

- (1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）
- (2) 配分する数量 十一・四トン

2 下半期（令和八年十月一日から令和九年三月三十一日まで）

- (1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）
- (2) 配分する数量 十一・五トン

二 くろまぐろ（大型魚）

1 知事管理区分 福島県くろまぐろ（大型魚）漁業

2 配分する数量 二・〇トン

福島県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

| 特定水産資源 | 定めた都道府県別漁獲可能量 (福島県分) |
|-------------|-------------------------|
| くろまぐろ (小型魚) | 22.9 トン |
| くろまぐろ (大型魚) | 2.0 トン |

(参考) 令和 8 年 4 月 1 日以降のくろまぐろ (大型魚) の取扱いについて

くろまぐろ (大型魚) については、令和 8 年 4 月 1 日から漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) における「特別管理特定水産資源」として取り扱われる。

それに伴い、知事管理区分において、採捕した際は陸揚げから 3 日以内に都道府県知事に報告する必要があると共に、報告事項として個体の数が追加された。また、採捕をした場合には、個体ごとの数量等の記録を保存する必要がある。

詳細は下記のとおり。

記

1 漁業法及び漁業法施行規則の改正について

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) について、令和 6 年 6 月 26 日付けで一部改正する法律が公布され、令和 8 年 4 月 1 日付けで施行される。

また、漁業法の施行に伴い、漁業法施行規則 (令和 2 年農林水産省令第 47 号) の一部改正が令和 7 年 5 月 30 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日付けで施行される。

以下、漁業法及び漁業法施行規則の条文は改正後のものとして記載する。

2 特別管理特定水産資源について

(1) 特別管理特定水産資源とは

漁業法改正に伴い、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるものを「特別管理特定水産資源」とすることが定められた (漁業法第 26 条第 2 項)。

また、「特別管理特定水産資源」として、くろまぐろ (重量が三十キログラム以上のもの) (=県でくろまぐろ (大型魚) として扱うもの) が定められた (漁業法施行規則第 16 条の 2)。

(2) 報告について

知事管理区分において、特別管理特定水産資源の採捕をした場合、陸揚げから 3 日以内に都道府県知事に報告する必要がある (漁業法第 30 条第 2 項、漁業法施行規則第 19 条第 4 項)。報告項目は次のとおり。

- ア 個体の数 (漁業法第 30 条第 2 項)
- イ 漁獲量 (同)
- ウ 報告者を特定する事項 (漁業法施行規則第 19 条第 5 項第 1 号)
- エ 管理区分 (同第 2 号)

- オ 採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日 (同第 3 号)
- カ 採捕に係る船舶等の名称 (同第 4 号)
- キ その他参考になるべき事項 (同第 5 号)

(3) 記録の保存について

特別管理特定水産資源の採捕をした場合、記録を保存する必要がある (漁業法第 30 条第 2 項)。記録する事項は次のとおり。

- ア 採捕に係る船舶等の名称 (漁業法第 30 条第 2 項)
- イ 採捕に係る個体ごとの重量 (同)
- ウ 採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日
(漁業法施行規則第 19 条第 6 項で準用する同第 16 条第 8 項第 4 号)

場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならぬ。

3 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

(停泊命令等)

第二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が、第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるとき、又は前条第二項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕若しくは当該違反行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

(停泊命令等)

第二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が、第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

(漁獲量等の報告)

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源 (特別管理特定水産資源を除く。以下この項において同じ。)の採捕 (漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分 (以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。)にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。)をすする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量 (漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。)その他漁獲の状況に關し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分 (漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には農林水産大臣、知事管理区分 (漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならぬ。

2 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をすする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特別管理特定水産資源の個体の数及び漁獲量その他漁獲の状況に關し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分

(漁獲量等の報告)

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕 (漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分 (以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。)にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。)をすする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量 (漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。)その他漁獲の状況に關し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分 (漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には農林水産大臣、知事管理区分 (漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。)である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならぬ。

である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならぬ。

3 都道府県知事は、前二項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

(停泊命令等)

第三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者が第三十条第二項の規定に違反して採捕した特別管理特定水産資源について報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがあるとき、又は前条の命令を受けた者が当該命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該違反行為若しくは当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命じることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

(停泊命令等)

第三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条の命令を受けた者が当該命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命じることができる。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)</p> <p>第十六条 法第二十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認められるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。</p> <p>2 法第二十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 年次漁獲割当量設定者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの ロ 年次漁獲割当量設定者ごとに設定された当該年次漁獲割当量設定者を識別するための文字、番号、記号その他の符号 ニ 採捕した特定水産資源 三 漁獲割当管理区分 四 設定を受けた年次漁獲割当量 五 特定水産資源ごとの漁獲量 六 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日 七 その他参考となるべき事項 | <p>(漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)</p> <p>第十六条 法第二十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、採捕した特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認められるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。</p> <p>2 法第二十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ロ 年次漁獲割当量設定者ごとに設定された当該年次漁獲割当量設定者を識別するための文字、番号、記号その他の符号 ニ 採捕した特定水産資源 三 漁獲割当管理区分 四 設定を受けた年次漁獲割当量 五 特定水産資源ごとの漁獲量 六 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日 七 その他参考となるべき事項 |

| | |
|---|--|
| <p>3 法第二十六条第一項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとす。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことをその他やむを得ない事由がある場合においては、書面により行うことができる。</p> | <p>3 法第二十六条第一項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものは報告すべき事項が著しく急激に増加したことをその他やむを得ない事由がある場合においては、書面により行うことができる。</p> |
| <p>4 法第二十六条第二項の規定による漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。</p> <p>5 法第二十六条第二項の採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとす。</p> <p>一 年次漁獲割当量設定者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>ロ 年次漁獲割当量設定者ごとに設定された当該年次漁獲割当量設定者を識別するための文字、番号、記号その他の符号</p> | |

| | |
|--|--|
| | <p>二 <u>採捕した特別管理特定水産資源</u></p> <p>三 <u>漁獲割当管理区分</u></p> <p>四 <u>設定を受けた年次漁獲割当量</u></p> <p>五 <u>特別管理特定水産資源ごとの採捕した個体の数</u></p> <p>六 <u>特別管理特定水産資源ごとの漁獲量</u></p> <p>七 <u>採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日</u></p> <p>八 <u>採捕に係る船舶等の名称（法第五十七条第一項の許可を受けた者、法第六十九条第一項の免許を受けた者（法第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者を含む。）、当該免許に係る団体漁業権を有する漁業協同組合の組合員又は当該団体漁業権を有する漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員が法第六十条第三項に規定する定置漁業又は漁具を定置して営む漁業であって定置漁業以外のものを営む場合にあっては、その許可若しくは免許を受けた者又は当該組合員の氏名若しくは名称又は許可番号若しくは免許番号とする。以下同じ。)</u></p> <p>九 <u>その他参考となるべき事項</u></p> <p>6 <u>第三項の規定は、法第二十六条第二項の規定による報告について準用する。</u></p> <p>7 <u>法第二十六条第二項の規定による記録の作成は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、必要に応じ電子計算機そ</u></p> |
|--|--|

他の機器を用いて直ちに表示することができるとして保存されるものに限る。)をもって作成することにより行うものとす

8 法第二十六条第二項の採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとす

一 採捕した特別管理特定水産資源

二 採捕に係る船舶等の名称

三 採捕に係る個体ごとの重量

四 採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日

9 法第二十六条第二項の規定による記録の保存に係る農林水産省令で定める期間は、三年とする。

10 法第二十六条第三項の規定による報告は、第二項及び第五項に掲げる事項のうち農林水産大臣が別に定めるものについて第三項に定める方法により行うものとする。

(特別管理特定水産資源)

第十六条の二 法第二十六条第二項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源は、くろまぐろ(重量が三十キログラム以上のものに限る。)とする。

(非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)

第十九条 法第三十条第一項の農林水産省令で定める期間は、採捕

の他の機器を用いて直ちに表示することができるとして保存

されるものに限る。)をもって作成することにより行うものとす

8 法第二十六条第二項の採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとす

一 採捕した特別管理特定水産資源

二 採捕に係る船舶等の名称

三 採捕に係る個体ごとの重量

四 採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日

9 法第二十六条第二項の規定による記録の保存に係る農林水産省令で定める期間は、三年とする。

10 法第二十六条第三項の規定による報告は、第二項及び第五項に掲げる事項のうち農林水産大臣が別に定めるものについて第三項に定める方法により行うものとする。

(特別管理特定水産資源)

第十六条の二 法第二十六条第二項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源は、くろまぐろ(重量が三十キログラム以上のものに限る。)とする。

(非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)

第十九条 法第三十条第一項の農林水産省令で定める期間は、採捕

(非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)

第十九条 法第三十条第一項の農林水産省令で定める期間は、採捕

| | |
|---|---|
| <p>した特定水産資源ごとに陸揚げした日からその属する月の翌月の十日までの間とする。ただし、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないこと認められるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。</p> <p>2 法第三十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 報告者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>ロ 報告者ごとに設定された当該報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符号</p> <p>二 管理区分</p> <p>三 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p> <p>3 第十六条第三項の規定は、法第三十条第一項の規定による報告について準用する。</p> <p>4 法第三十条第二項の規定による漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性、その採捕の実態及び地域における取引状況を勘案し、これによることが適当でないこと認められるものについては、資源管理基本</p> | <p>した特定水産資源ごとに陸揚げした日からその属する月の翌月の十日までの間とする。ただし、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないこと認められるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。</p> <p>2 法第三十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 報告者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>ロ 報告者ごとに設定された当該報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符号</p> <p>二 管理区分</p> <p>三 採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日</p> <p>四 その他参考となるべき事項</p> <p>3 第十六条第三項の規定は法第三十条第一項の規定による報告について、<u>第十六条第四項の規定は法第三十条第二項の規定による報告について、それぞれ準用する。</u></p> |
|---|---|

方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

5 法第三十条第二項の特別管理特定水産資源の個体の数及び漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 報告者を特定する事項のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ロ 報告者ごとに設定された当該報告者を識別するための文字、番号、記号その他の符号

二 管理区分

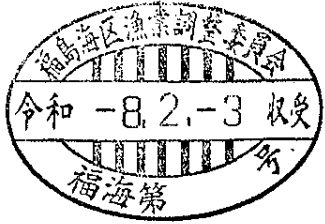
三 採捕に係る特別管理特定水産資源を陸揚げした日

四 採捕に係る船舶等の名称

五 その他参考となるべき事項

6 第十六条第三項の規定は法第三十条第二項の規定による報告について、第十六条第七項の規定は法第三十条第二項の規定による記録の作成について、第十六条第八項（第一号を除く。）の規定は法第三十条第二項の採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項について、第十六条第九項の規定は法第三十条第二項の記録の保存に係る農林水産省令で定める期間について、第十六条第十項の規定は法第三十条第三項の規定による報告について、それぞれ準用する。

福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）



7生流第4100号
令和8年2月3日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



福島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき福島県資源管理方針を別紙のとおり変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部 水産課 技師 御代 電話 024-521-7376）

資源管理方針変更の概要について

1 変更の概要

漁業法の一部を改正する法律の令和8年4月1日施行により、特別管理特定水産資源の管理が始まり、くろまぐろ(大型魚)が特別管理特定水産資源に指定されることから、県資源管理方針の記載内容を変更するもの。

2 根拠法令等

- ・漁業法第14条第9項(県資源管理方針の変更)

3 変更の必要性

漁業法の一部を改正する法律により、特定水産資源のうち、国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められる「特別管理特定水産資源」については、漁獲量等の情報収集及び報告が定められることから(法第26条第2項及び第30条第2項の追加)、県資源管理方針の内容を変更する必要があるもの。

4 主な変更の内容

- (1) 県資源管理方針の「第6 その他資源管理に関する重要事項」の「1 漁獲量等の情報の収集」の(2)において、「漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもの」から「漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもの」に変更する。
- (2) 県資源管理方針の別紙1-2の「くろまぐろ(大型魚)」において、報告期限を「陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで」から「陸揚げした日から3日以内」に変更する。

福島県資源管理方針 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>福島県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第 6 項の規定に基づき公表する。</p> <p>第 1～第 5 略</p> <p>第 6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による漁獲可能量による資源管理の状況のうちものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～3 略</p> | <p>福島県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第 6 項の規定に基づき公表する。</p> <p>第 1～第 5 略</p> <p>第 6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による漁獲可能量による資源管理の状況のうちものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3) 略</p> <p>2～3 略</p> |

| | |
|---|----------------|
| <p>第7～第8 略</p> | <p>第7～第8 略</p> |
| <p>附 則</p> <p>1 この方針は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 この方針の施行前にくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場合における福島県知事への報告については、なお従前の例による。</p> <p>(別紙1-1) 略</p> <p>(別紙1-2)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 福島県くろまぐろ（大型魚）漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 都道府県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。）</p> | <p>第7～第8 略</p> |

| | |
|--|--|
| <p>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>第3～第5 略</p> <p>（別紙1－3）～（別紙1－9） 略</p> | <p>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）</p> <p>第3～第5 略</p> <p>（別紙1－3）～（別紙1－9） 略</p> |
| | |

福島県資源管理方針
(変更案)

令和 8 年 月

福島県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

福島県知事 内堀 雅雄

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、東北地方太平洋沖地震の前年である平成22年の海面漁業生産量では7万9千トンで全国16位、生産額は182億円で全国17位と全国的には中位に位置していた。震災の影響により沿岸漁業が操業自粛を余儀なくされたが、漁業再開に向け、福島県漁業協同組合連合会は平成24年6月から小規模な操業と販売を行う試験操業を開始した。試験操業は、徐々に対象種・海域等を拡大し、震災前に行っていたほぼ全ての漁業種類が操業可能となり、出荷先や市場での一定の評価を得るなど、その目的が達成されたことから、令和3年3月で終了し、令和3年4月から本格的な操業に向けた取組へと移行した。令和元年の生産量は6.9万トンで全国14位、生産額は87億円で全国34位となっている。また、平成30年における漁業就業者数は、約1.1千人であり、産地魚市場を有する沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するた

め、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは

第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福島県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-9 ぶり」までに、それぞれ定めるものとする。

附 則

この方針は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年6月28日から施行する。

附 則

この方針は、令和6年12月24日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年3月28日から施行する。

附 則

1 この方針は、令和8年4月1日から施行する。

2 この方針の施行前にくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場合における福島県知事への報告については、なお従前の例による。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年9月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

2 福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量すべてを知事管理区分に配分する。また、各知事管理区分への配分量は、知事管理区分における資源管理の取組み状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとする。

福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)の配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全てを福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)に繰越せるものとする。

また、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)における漁獲量の総量が配分された数量を超えた場合には、知事管理区分の配分量の総量を超えない限り、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)から超過分の配分量を差し引き、超過した福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)に充当するものとする。

なお、融通等を含め本県に追加配分された漁獲可能量は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 緊急報告体制

1隻1日当たり100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源
くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業(漁業法第57条第1項及び漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1項第2号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)、沿岸流し網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第5号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。)、小型定置網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第11号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。)、固定式さし網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第8号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。)及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まあじ漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量(単位:隻日) |
|------------|--------------|
| 小型機船底びき網漁業 | 5,000隻日 |
| 沿岸流し網漁業 | 89,100隻日 |
| 小型定置網漁業 | 900隻日 |
| 固定式さし網漁業 | 142,800隻日 |

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源
まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福島県まいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量 (単位: 隻日) |
|---------|----------------|
| 沿岸流し網漁業 | 89, 100 隻日 |
| 小型定置網漁業 | 900 隻日 |
| 固定式さし網 | 142, 800 隻日 |

第 5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量 (単位: 隻日) |
|------------|----------------|
| 小型機船底びき網漁業 | 5,000 隻日 |
| 沿岸流し網漁業 | 89,100 隻日 |
| 小型定置網漁業 | 900 隻日 |
| 固定式さし網漁業 | 142,800 隻日 |

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福島県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福島県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量 (単位：隻日) |
|------------|---------------|
| 小型機船底びき網漁業 | 5,000 隻日 |
| 沿岸流し網漁業 | 89,100 隻日 |
| 小型定置網漁業 | 900 隻日 |
| 固定式さし網漁業 | 142,800 隻日 |

第 5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

まだら本州太平洋北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まだら本州太平洋北部系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまだら本州太平洋北部系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだら本州太平洋北部系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下、この別紙の第 2 から 3 において同じ）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県かたくちいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県かたくちいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（体色が銀色のもの以外のものをいう）を漁獲対象とする漁業については、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合におけるしらすを漁獲対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類において、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：隻日） |
|---|--------------|
| 機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろうどを含む）、しらすひき網漁業 | 130,500 隻日 |

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 9)

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福島県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

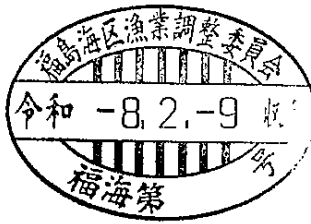
第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福島県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）



7 生流第 4064 号
令和 8 年 2 月 9 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 10 号に掲げる潜水器漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに同条第 7 項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定めたいので、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項及び同条第 5 項並びに規則第 11 条第 3 項及び同条第 7 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主査 寺本 電話 024-521-7379）

1 概 要

潜水器漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に当たり、福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した漁業者の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

2 根拠法令等

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項

福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項、第 3 項及び第 7 項

3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在の潜水器漁業の許可の有効期間が令和 8 年 4 月 30 日で満了する。同年 5 月 1 日からの許可等をするに当たり、制限措置等を定める必要がある。

また、制限措置で公示した漁業者の数を超える申請があった場合に許可等をする者を定めるため、許可の基準を定める必要がある。

4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置等の内容及び許可の基準を以下のとおり定める。

| 項 目 | 内 容 |
|--------------|--|
| 漁業種類 | 潜水器漁業 |
| 許可等をすべき漁業者の数 | 欄外記載のとおり |
| 操業区域 | 取扱方針のとおり |
| 漁業時期 | |
| 漁業を営む者の資格 | |
| 許可等を申請すべき期間 | 令和 8 年 3 月 6 日～同年 4 月 6 日 |
| 許可の基準 | 沿岸漁業の経営安定の観点から、現に潜水器漁業の許可を受けている者を優先することとし、順位付けを行う。 |

※ 許可等をすべき漁業者の数について

許可等をすべき漁業者の数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和 6 年の漁獲量は震災前の約 26%に止まっており、判断できる状況ではない。

震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会等を参考に、許可等をすべき漁業者の数を設定する。

(経過・今後の予定)

令和8年1月7日～2月6日 制限措置等案に関する意見聴取(水産課 HP)

- // 2月18日 福島海区漁業調整委員会に諮問・答申
- // 3月6日 制限措置等の告示(福島県報、水産課 HP)
- // 3月6日～4月6日 申請期間(1月)
- // 4月中旬 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問
- // 4月下旬 許可証発給
- // 5月1日～ 許可の有効期間開始

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 10 号に掲げる潜水器漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

第 1 制限措置

1 漁業種類

潜水器漁業

2 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

29 人

3 操業区域

漁業権者の同意があった第 1 種共同漁業権漁場

4 漁業時期

(1) 規則第 40 条第 1 項に掲げる表上欄の 11、13 及び 15 に規定する水産動植物（あわび、ほっきがい及びうに）を採捕する場合は、同表中欄に規定する期間外であって、当該漁業権者が同意した期間内

(2) その他の水産動植物を採捕する場合は、漁業権者が同意した期間内

5 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

第 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 3 月 6 日から同年 4 月 6 日まで

潜水器漁業の許可の基準（案）

令和 8 年 月 日
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位 3 の最下位とする。

順位 1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

順位 2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

順位 3 1 年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

いかつり漁業に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣さおに使用する総トン数5トン未満の船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数30トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和8年6月1日から令和9年1月31日までとする。

四 制限又は条件

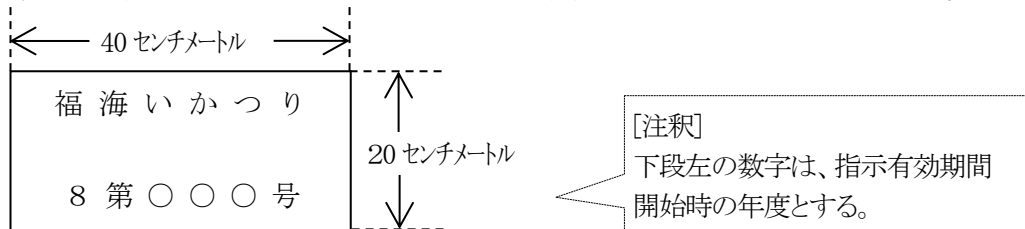
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深45メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

いかつり漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 51 年

対象魚種：アカイカ、スルメイカ

承認海域：小良ヶ浜以北の水深 45m 以浅を除く海域

【指示発動までの経過】

〈全員協議会：昭和 51. 2. 19〉

- ・水産試験場の調査結果から、今後本県沖にスルメイカ漁場が形成される可能性があり、原釜の底びき網船の多くが裏作として新規に着業する意向が示された。
- ・また、県外船操業による資源状況の悪化が懸念され、承認制導入の要望が強かった。

【指示発動の理由】

- ・S51 年に茨城、宮城が承認制とした以上、本県も承認制を採用する。
- ・自由漁業にしておけば、底びき網船との競合等全体的に過当競争となる恐れがあるため承認制とする。

【指示内容等の推移】

| 年月 | 対象船舶 | 操業期間 | 操業区域・その他条件 |
|--------|--------|--------------|---|
| S51. 7 | 30ト未満 | 8/1～12/31 | 小良ヶ浜灯台以北の水深 40m 以浅を除く海域 光力制限：30Kw 以下 |
| S52. 6 | 5ト未満除外 | 7/1～12/31 | 小良ヶ浜灯台以北の水深 45m 以浅を除く海域 |
| S55. 5 | | 6/10～翌年 1/31 | |
| S56. 5 | | | 光力制限：廃止 |
| H17. 5 | | 6/1～翌年 1/31 | |

※操業期間については、スルメイカに合わせて開始期を、アカイカに合わせて終漁期をその都度調整してきた。

【指示の継続理由】

- ・本漁業についての隣県の制度は、宮城が知事許可、茨城が海区承認である。
- ・沿岸漁業（刺網）への物理的被害があるので、水深制限の遵守が必要である。

【承認枠、承認実績、操業実績】

別表のとおり。

【承認枠（案）】

別表のとおり。

- ・本県船 従来どおり枠を設けず
- ・県外船 従来どおりの枠数とする

【国及び近県のいかつり漁業の制限】

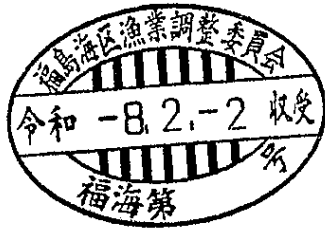
- ・全国（30トン以上）：大臣許可漁業（指定漁業）「いか釣り漁業」
全国（5トン以上30トン未満）：大臣届出漁業「小型するめいか釣り漁業」
- ・青森、岩手、宮城（5トン以上30トン未満）、北海道：知事許可漁業
- ・茨城（5トン以上30トン未満）、千葉（5トン以上20トン未満）、青森（5トン未満）：委員会承認漁業

別表 いかつり漁業の承認枠・承認実績・操業実績

令和8年1月31日現在

| 道県名 | | 県内 | 県外計 | 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 茨城 | 千葉 | 静岡 |
|-----------------|----|------------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 承認枠 | | 設けず | 148 | 1 | 11 | 40 | 60 | 20 | 15 | 1 |
| H18 | 承認 | 4 | 67 | 1 | 9 | 12 | 31 | 8 | 6 | 0 |
| | 操業 | 0 | 6 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H19 | 承認 | 5 | 66 | 1 | 9 | 11 | 31 | 8 | 6 | 0 |
| | 操業 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 承認枠 | | 設けず | 150 | 3 | 11 | 40 | 60 | 20 | 15 | 1 |
| H20 | 承認 | 17 | 63 | 2 | 10 | 8 | 31 | 8 | 4 | 0 |
| | 操業 | 7 | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| H21 | 承認 | 24 | 62 | 2 | 10 | 8 | 30 | 8 | 4 | 0 |
| | 操業 | 8 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H22 | 承認 | 23 | 62 | 2 | 10 | 9 | 29 | 8 | 4 | 0 |
| | 操業 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| H23 | 承認 | 0 | 10 | 2 | 3 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H24 | 承認 | 0 | 12 | 2 | 2 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H25 | 承認 | 0 | 13 | 2 | 2 | 0 | 2 | 7 | 0 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H26 | 承認 | 0 | 13 | 2 | 2 | 0 | 2 | 7 | 0 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H27 | 承認 | 0 | 11 | 2 | 2 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H28 | 承認 | 0 | 11 | 2 | 2 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H29 | 承認 | 0 | 11 | 2 | 2 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H30 | 承認 | 0 | 11 | 2 | 2 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H31(R1) | 承認 | 2 | 12 | 2 | 3 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| R2 | 承認 | 2 | 11 | 2 | 3 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| R3 | 承認 | 2 | 14 | 2 | 3 | 1 | 0 | 6 | 2 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| R4 | 承認 | 4 | 20 | 2 | 10 | 0 | 0 | 6 | 2 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| R5 | 承認 | 3 | 21 | 2 | 11 | 0 | 0 | 6 | 2 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| R6 | 承認 | 3 | 21 | 2 | 11 | 0 | 0 | 6 | 2 | 0 |
| | 操業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| R7 | 承認 | 2 | 20 | 2 | 10 | 0 | 0 | 6 | 2 | 0 |
| | 操業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| R8承認枠(案) | | 設けず | 150 | 3 | 11 | 40 | 60 | 20 | 15 | 1 |

漁業権に係る資源管理状況等について



7 生流第 4042 号
令和 8 年 2 月 2 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福 島 県 知 事
(公 印 省 略)

漁業権に係る資源管理状況等について (報告)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。) 第 90 条第 1 項の規定に基づき漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況及び漁場の活用の状況等については別紙のとおりであり、いずれの漁場も適切かつ有効に活用されていることを確認した。
- 2 各漁業権者に対する法第 91 条第 1 項の規定に基づく指導の必要はない。

(事務担当 農林水産部水産課 主査 寺本 電話 024-521-7379)

漁業権に係る資源管理状況等の報告について

令和 8 年 2 月 2 日
福島県農林水産部水産課

1 概要

漁業権を有する者（以下、漁業権者）は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、1 年に 1 回以上、漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされている。

知事が受けた報告事項について漁業法第 90 条第 2 項の規定に基づき海区漁業調整委員会に報告を行うもの。

2 根拠規定

漁業法第 90 条第 2 項、漁業法施行規則第 28 条第 3 項

3 報告方法

(1) 照会

「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（通知）（令和 7 年 10 月 6 日付け 7 生流第 2740 号）」

(2) 報告方法

漁業法第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則第 28 条第 2 項に定める事項について書面により報告

(3) 対象期間

令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

(4) 報告事項

- ア 漁業権の種類及び免許番号
- イ 資源管理に関する取組の実施状況
- ウ 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- エ 組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

4 報告結果

別添のとおり

漁業権に係る資源管理状況等の報告結果

報告対象期間：令和6年9月1日～令和7年8月31日

| | 漁業権者 (漁協名) | 免許番号 | 有資格者 (人) | 操業実績 (人・日) | 水揚量 (kg) | 水揚金額 (千円) | 資源管理に 関する主な 取り組み※ | その他 |
|-------|---------------|-------|-------------|---------------|-------------|--------------|-------------------------|------------|
| 共同漁業権 | いわき市 | 共第1号 | 42 | 19 | 51 | 631 | ①, ⑥ | 水揚量はうにを除く |
| | | 共第2号 | 42 | 624 | 9,578 | 16,517 | ①, ⑤ | |
| | | 共第3号 | 32 | 221 | 278 | 6,595 | ①, ⑥ | 共第1号に同じ |
| | | 共第4号 | 35 | 363 | 1,756 | 4,524 | ⑤ | |
| | 小名浜機船 底曳網 | 共第5号 | 12 | 0 | 0 | 0 | ⑥ | 海藻類の行使を調整中 |
| | | 共第6号 | 12 | 485 | 8,777 | 21,209 | ①, ⑥ | |
| | | 共第7号 | 12 | 208 | 3,761 | 9,089 | ①, ⑥ | |
| | いわき市 | 共第8号 | 70 | 680 | 539 | 22,801 | ①, ⑥ | 共第1号に同じ |
| | | 共第9号 | 39 | 361 | 272 | 4,748 | ①, ⑥ | 共第1号に同じ |
| | | 共第10号 | 3 | 3 | 10 | 13 | ④ | |
| | | 共第11号 | 22 | 72 | 10,941 | 9,508 | ⑥ | 共第1号に同じ |
| | | 共第12号 | 4 | 295 | 4,208 | 7,243 | ①, ⑤ | |
| | | 共第13号 | 36 | 176 | 19,885 | 12,988 | ①, ⑥ | 共第1号に同じ |
| | | 共第14号 | 37 | 403 | 8,624 | 10,499 | ①, ⑤ | |
| | | 共第15号 | 69 | 136 | 4,253 | 4,950 | ①, ⑥ | 共第1号に同じ |
| | 相馬双葉 | 共第16号 | 26 | 1,657 | 51,765 | 65,588 | ①, ⑤ | |
| | | 共第17号 | 21 | 0 | 0 | 0 | | 操業自粛海域 |
| | | 共第18号 | 21 | 249 | 25,205 | 18,594 | ③, ④, ⑤ | |
| | | 共第19号 | 115 | 308 | 83,421 | 33,682 | ① | |
| | | 共第20号 | 115 | 1,950 | 203,485 | 152,820 | ②, ③, ④, ⑤ | |
| | | 共第21号 | 57 | 107 | 32,462 | 17,300 | ①, ③, ⑤ | |
| | | 共第22号 | 43 | 244 | 97,060 | 41,426 | ①, ③, ⑤ | |
| 共第23号 | | 363 | - | - | - | ④ | ほっきの水揚を共第22号、共第24号に合算 | |
| 共第24号 | | 320 | 193 | 51,542 | 22,529 | ①, ③, ⑤ | | |
| 共第25号 | | 371 | 0 | 0 | 0 | | あわび、うにの種場として利用 | |
| 区画漁業権 | 相馬双葉 | 区第1号 | 36 | 919 | 35,868 | 32,479 | ①, ②, ③ | |
| | | 区第2号 | 32 | 114 | 3,712 | 4,852 | ①, ②, ③ | |
| | | 区第3号 | 62 | 1,475 | 55,514 | 117,754 | ①, ②, ③ | |
| | | 区第4号 | 10 | 0 | 0 | 0 | ②, ③ | 操業予定あり |
| | | 区第5号 | 165 | 18 | 1,875 | 7,569 | ①, ②, ③ | |
| | | 区第6号 | 8 | 0 | 0 | 0 | ②, ③ | 操業予定あり |

※資源管理に関する主な取り組み内容

共同漁業権：①種苗放流、稚魚放流、移植 ②操業期間の制限 ③漁獲上限の設定

④漁法の制限、漁具の統数制限 ⑤体長等制限 ⑥監視活動、清掃

区画漁業権：①のり網移設 ②有害生物駆除 ③耕うん

かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

令和8年2月4日
福島県農林水産部水産課

1 概要

令和8管理年度（令和8年1月1日～令和8年12月31日）における「かたくちいわし太平洋系群」について、水産庁が漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について示したため、報告するもの。

2 経緯（TAC管理の状況について）

- ・「かたくちいわし太平洋系群」については、令和7管理年度よりTAC管理が開始。
- ・令和8管理年度分として農林水産大臣から福島県に配分された都道府県別漁獲可能量は「107,000トンの内数」であり、令和7年12月2日開催の海区漁業調整委員会において、全量を知事管理漁獲可能量に配分することとして諮問し、異議なしとの答申を受け、配分する数量を定めた（令和7年12月26日福島県報に公示）。
- ・国として定めた「かたくちいわし太平洋系群」全体の漁獲可能量が107,000トンであり、17道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、神奈川、静岡、愛知、三重、和歌山、徳島、愛媛、高知、大分、宮崎）と大臣管理区分（大中型まき網漁業）に対し、それぞれ「107,000トンの内数」として、数量の区別なく配分されている。
- ・「かたくちいわし太平洋系群」は、令和8管理年度においては、水産庁の資源管理方針に定められた「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であり、具体的な配分数量は設定されないものの、水産庁から都道府県に対し、具体的な漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を提示することとしていた。

3 漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

- ・水産庁は令和7年12月10日付けの事務連絡（別紙）により、「かたくちいわし太平洋系群」について、令和8管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を示した。
- ・福島県については、令和8管理年度における「かたくちいわし太平洋系群」の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を「11トン」と示した。
- ・「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であるため、漁獲が積み上がった場合でも、漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は発出しない。

福島県水産主務課 御中

水産庁資源管理部
資源管理推進室

令和8管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

令和8管理年度においてステップ1の管理を行う特定水産資源について、下記のとおり、漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を算出したので提示します。

記

| 特定水産資源 | 都道府県別漁獲可能量 | 参考シェア (%) | 管理を行う際の参考となる数量 (トン) |
|-------------------|---------------|-----------|---------------------|
| かたくちいわし 対馬暖流系群 | | | |
| うるめいわし対 馬暖流系群 | | | |
| かたくちいわし 太平洋系群 | 107,000 トンの内数 | 0.01% | 11 |
| まだい日本海・ 東シナ海系群 | | | |

(注記1) 参考シェアは、令和2年から令和4年までの都道府県及び大臣管理区分の3か年の漁獲実績シェアの平均値

(注記2) 参考シェアの計算には、農林水産統計の漁獲量を使用。このデータが利用できないと資源管理推進室が判断した、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びかたくちいわし太平洋系群の大臣管理区分（大中型まき網漁業）については、漁獲成績報告書の漁獲量を使用。まだい日本海・東シナ海系群の大臣管理区分（大中型まき網漁業）については、農林水産統計、漁獲成績報告書ともに利用できず、漁獲量ゼロで計算。

(注記3) 管理を行う際の参考となる数量は、漁獲可能量に参考シェアを乗じた数値

(注記4) かたくちいわし対馬暖流系群については、一部、農林水産統計（確報値）の使用に伴い、漁獲実績を修正し、都道府県によっては、参考シェアが昨年度示したのから変更になっている。

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件 六〇六
- 保安林の指定施業要件を変更する件三件 六〇六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六〇七
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六〇八

告 示

福島県告示第八百三十九号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和八管理年度（令和八年一月一日から令和八年十二月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 まあじ
 - 1 知事管理区分 福島県まあじ漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量
- 二 まいわし太平洋系群
 - 1 知事管理区分 福島県まいわし太平洋系群漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量
- 三 かたくちいわし太平洋系群
 - 1 知事管理区分 福島県かたくちいわし太平洋系群漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（十万七千トンの内数）

の全量

（水産課）

福島県告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 西白河郡泉崎村大字泉崎字三十ヶ入山三、字鳥崎前山一の一、一の二、字鹿ヶ入山三、字新林一、字大沢山一の一から一の三まで、一の五、一の七、一の八、二の一から二の三まで、三、四、字足駄作一の一五から一の七まで、字鳥崎一の一、字枇杷作二の一、二の四、二の九
- 二 保安林として指定された目的
 - 1 変更後の指定施業要件
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、泉崎村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - (一) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 次のとおりとする。
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

福島県告示第八百四十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 石川郡古殿町大字山上字山口六五の一、六五の六
- 二 保安林として指定された目的
 - 1 変更後の指定施業要件
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

第17回宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会の
結果について

第17回宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会

開催日時：令和7年12月23日（火）
午後3時30分から午後5時まで
開催場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

次 第

- 1 開 会 （進行：宮城海区事務局）

- 2 挨拶
 - (1) 宮城海区漁業調整委員会 岩沼会長代理
 - (2) 福島海区漁業調整委員会 今野会長
 - (3) 宮城県水産林政部 中村部長

- 3 出席者紹介
 - (1) 各海区委員
 - (2) 各県・事務局職員

- 4 議 題（意見交換）
 - (1) 宮城県の水産業の振興に向けた取組と近年の漁獲動向の変化
 - (2) 福島県の漁業の現状と復興に向けた取組

- 5 その他
次回開催について

- 6 閉 会

第17回宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会 出席者名簿

日時：令和7年12月23日(火) 午後3時30分から

場所：宮城県庁行政舎9階 第一会議室

| 県 | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 交流会 | 情報交換会 | | |
|----------------|----------------|------------|-------------------|----------------|--------|---|---|
| 福島 | 福島海区漁業調整委員会 | 会 長 | 今野 智光 | ○ | ○ | | |
| | | 会長代理 | 鈴木 哲二 | ○ | ○ | | |
| | | 委 員 | 狩野 一男 | ○ | ○ | | |
| | | " | 平 仁一 | ○ | ○ | | |
| | | " | 渡邊 登 | ○ | ○ | | |
| | | " | 渡邊 千夏子 | ○ | - | | |
| | 福島県農林水産部 | 水産課 | 主幹兼副課長(海区事務局次長) | 菅野 学 | ○ | ○ | |
| | | | 副課長兼主任主査 | 廣瀬 充 | ○ | ○ | |
| | | | 主 査 | 平川 直人 | ○ | ○ | |
| | | | " | 寺本 航 | ○ | ○ | |
| | 水産事務所 | 所 長 | 佐久間 徹 | ○ | ○ | | |
| | | 次 長 | 佐藤 太津真 | ○ | ○ | | |
| | 福島海区漁業調整委員会事務局 | | 副主査 | 酒井 理沙 | ○ | ○ | |
| | | | 主 事 | 渡部 毛毛 | ○ | ○ | |
| | | | " | 佐藤 琴美 | ○ | ○ | |
| | | | " | 新妻 樹 | ○ | ○ | |
| (小計) | | | | 17 | 16 | | |
| 宮城 | 宮城海区漁業調整委員会 | 会長代理 | 岩沼 徳衛 | ○ | ○ | | |
| | | 委 員 | 大越 和加 | ○ | ○ | | |
| | | " | 正木 毅 | ○ | - | | |
| | | " | 平井 光行 | ○ | ○ | | |
| | | " | 大和 郁郎 | ○ | - | | |
| | | " | 坂本 俊一 | ○ | ○ | | |
| | | " | 齋藤 幸一 | ○ | - | | |
| | | " | 高橋 一郎 | ○ | - | | |
| | | " | 矢島 由佳 | ○ | - | | |
| | 宮城県水産林政部 | 水産業振興課 | 部 長 | 中村 彰宏 | ○ | - | |
| | | | 課長(海区事務局長) | 松浦 裕幸 | ○ | ○ | |
| | | | 総括課長補佐(海区事務局総括次長) | 武山 和広 | ○ | ○ | |
| | | | 部技術副参事兼総括課長補佐 | 山内 洋幸 | ○ | ○ | |
| | | | 総括技術補佐(漁業調整担当) | 時田 昌夫 | - | ○ | |
| | | | 技術補佐(企画推進班長) | 杉田 大輔 | ○ | ○ | |
| | | | 技術主幹(流通加工班長) | 谷合 祐一 | ○ | - | |
| | | | 主任主査(販路開拓支援班長) | 石澤 賢祐 | ○ | - | |
| | | | 技術主幹(漁業調整班長) | 菊池 亮輔 | ○ | - | |
| | | | 技術主任主査(副班長) | 永木 美智子 | ○ | ○ | |
| | | | 技 師 | 本田 麻衣 | ○ | ○ | |
| | | | " | 菊田 拓実 | ○ | ○ | |
| | | | " | 阿部 卓真 | ○ | - | |
| | | | " | 深澤 航太 | ○ | ○ | |
| | | | 水産業基盤整備課 | 課 長 | 日下 啓作 | ○ | ○ |
| | | | | 技術副参事 | 小野寺 恵一 | ○ | ○ |
| | | | | 技術主幹(資源環境班長) | 縄田 暁 | ○ | - |
| | | | | 技術主任主査(養殖環境班長) | 前川 文人 | ○ | - |
| | | | 水産技術総合センター | 技 師 | 三浦 瑠菜 | ○ | - |
| | | | | 所 長 | 和泉 祐司 | ○ | ○ |
| | 経済商工観光部 | 仙台地方振興事務所 | 水産漁港部長 | 鈴木 永二 | ○ | ○ | |
| | | | 技術主任主査(漁業調整班長) | 阿部 行洋 | ○ | ○ | |
| | | 東部地方振興事務所 | 水産漁港部長 | 永倉 一徳 | ○ | ○ | |
| | | | 総括技術次長兼班長 | 坂本 啓 | ○ | ○ | |
| | | 気仙沼地方振興事務所 | 水産漁港部長 | 佐藤 公信 | ○ | ○ | |
| 宮城海区漁業調整委員会事務局 | | 技 師 | 千葉 結友菜 | ○ | ○ | | |
| (小計) | | 34 | 22 | | | | |
| (総計) | | 51 | 38 | | | | |